

法4条 (一般旅客自動車運送事業の許可)

「一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。」

法2条(定義)、第3条(種類)

旅客自動車運送事業

→「他人の需要に応じ」、「有償で」、「自動車を使用して」
旅客を運送する」事業で、第3条に掲げるもの。

(自動車：道路運送車両法第2条)

一般乗合旅客自動車運送事業
(乗合バス)

…不特定多数の旅客を乗り合わせて、乗合旅客
を運送する事業

路線定期運行

… 路線を定めて定期に運行する自動車
による乗合旅客の運送

路線不定期運行

… 路線を定めて不定期に運行する自動車
による乗合旅客の運送

区域運行

… 路線を定めず旅客の需要に応じた
乗合旅客の運送

一般貸切旅客自動車運送事業
(貸切バス)

… 一個の契約により国土交通省令で定める
乗車定員(11人)以上の自動車を貸し
切って旅客を運送する事業

一般乗用旅客自動車運送事業
(タクシー)

… 一個の契約により国土交通省令で定める
乗車定員(11人)未満の自動車を貸し
切って旅客を運送する事業

特定旅客自動車運送事業

… 「特定の者の需要に応じ」、「一定の
範囲の旅客を運送する」事業

法78条 (有償運送)

自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供して
はならない。

自家用有償旅客運送

… 市町村やNPO等による自家用自動車
を使用した有償旅客運送
＜交通空白地有償運送、福祉有償運送＞